

# 免責・保証について【賠償基準制度】 (靴・ブーツ)

弊社が提供するサービス期間中に発生が予想される事故に備えて「賠償基準制度」を設けています。

## 1.適用対象

- 「賠償基準制度」の適用は、クリーニング事故原因が、クリーニング方法及び保管・取り扱い等に過失がある場合とみなされた場合に限ります。
- クリーニング方法及び保管・取り扱い等に過失がある場合とは以下のとおりです。
  - ・クリーニング洗浄及びシミ抜き工程による損傷・不明及び紛失・その他の原因による損傷
  - ・保管中の損傷・お客様から、もしくは弊社からの運送途中での損傷は、賠償対象外となります。

## 2.適用外のもの

- ブーツ製造メーカーの企画・製造等に過失がある場合又は、お客様の使用及び保管等に過失がある場合には「賠償基準制度」の適用の対象とはなりません。
- ブーツ製造メーカーの企画・製造等に過失がある場合とは以下のとおりです。
  - ・着色・染色堅牢度の弱さ、着色・染色移動、変色褪色、その他
  - ・経年劣化及び変化の著しい素材
  - ・皮革生地の使い方、硬化、剥離、ひび割れ、皮革の伸び、収縮 それに類するもの
  - ・接着方法・糸縫い方法に問題のある商品
  - ・通常の使用に耐えない素材で企画・製造された商品
  - ・縫製撲糸の弱い商品によるほつれやほこり
  - ・その他企画・製造等に起因する事項
- お客様の使用及び保管等に過失がある場合とは以下のとおりです。
  - ・化学薬品等による変退色や脱色が見受けられる商品(ペンキ・接着剤・洗剤・漂白剤・バッテリー液・エンジンオイル・排気ガス等の付着によるもの)
  - ・汗・日光・照明による変退色や脱色及び汗・雨・家庭洗剤などによる縮み、シミ、風合いの変化
  - ・着用時に発生した破れ・ほつれ・変形等
  - ・ボタン金具・アクセサリーパーツ類の欠落及び破損
  - ・使用者保管中の損傷
  - ・経年劣化及び変化によるもの
  - ・その他これらに類する使用者による事故

## 3.賠償額の範囲

- 本制度の賠償額の上限は以下の通りとします。
  - ・当該事故品購入後1年未満の場合=購入金額の80%
  - ・当該事故品購入後1年以上かつ2年未満の場合=購入金額の60%
  - ・当該事故品購入後2年以上かつ3年未満の場合=購入金額の50%
  - ・当該事故品購入後3年以上の場合=購入金額の30%
  - ・購入時期が不明確な場合の賠償は、購入金額の30%以下とします。

2. 賠償金額は、当該事故品の損害状況・市場価格等を総合的に判断し、社会通念上、妥当と判断される金額をお支払いします。

## 4.賠償条件

- 当該商品お届け後、2週間以内に判明したものか、当社が事故扱いと認めたものに限ります。  
(2週間以上経過したものは瑕疵部分も含めて事故賠償制度の対象外となりますのであらかじめご了承ください)
- 当社のクリーニング番号タグが当該商品の本体に付いている事を前提とします。万一タグを紛失または廃棄処分されている場合は、それに準じて証明するものがある場合に限り賠償制度が適用されます。
- 万一事故が発生した当該商品についての残存価格はお預かり時点の情報に基づいて査定されます。
- 購入価格については、購入時の領収書・レシートを必要とします。それ等が紛失、廃棄処分されている場合は調査の上決定いたします。
- 当該損害賠償品の返却及びクリーニング代金・その他費用の返却は出来ません。但し弊社が別途に返却・返品を認める場合は、その限りではありません。
- 製造メーカーの責務により取付けられた洗濯表示もしくは組織表示によってクリーニング事故が発生した場合、  
製造メーカーがその責に任ずるように、被クリーニング利用者に代わって事故賠償交渉を弊社が行うことができます。
- 以下の項目のいずれかに該当する場合は、補償金をお支払いしません。
  - ・事前に当社からのクリーニング作業工程で生じる損傷等のリスクに関する説明を許諾されていた場合
  - ・弊社及びその委託する者による調査にご協力いただけない場合
  - ・弊社から指定された補償金請求書用紙を、3ヶ月経過してもご送付いただけない場合
- 紛失等、弊社の責によるいかなる補償についても、1点あたりの保障金額の上限は3万円とします。
- シミの有無や落ち具合に関する内容のお申し出については、補償の対象外とさせていただきます。

## 5.免責事項

- 台風・地震などの自然災害に起因する事故については、賠償範囲にはなりません。
- 主観的価値である無形的賠償損害や精神的慰謝料には応じられません。
- インポート商品等の異文化の違いによる事故についての賠償も時価の範囲を越えることはありません。
- 弊社側に故意又は重過失があった場合には民法の規定に準じます。
- 弊社にご注文用紙が届いた時点で、事故賠償制度に同意されたものとします。
- 本制度に定める以外に発生する諸問題・事故については一般的信義誠実の原則により解決を図るものとします。